

**宮城県NPO等の絆力を活かした復興支援事業（情報収集・提供事業）業務
企画提案に係る仕様書**

1 委託業務の名称

宮城県NPO等の絆力を活かした復興支援事業（情報収集・提供事業）業務

2 委託業務の趣旨

復興・被災者支援を行うNPO等が効果的に復興・被災者支援を行うための情報の収集や提供等を実施することで、復興・被災者支援を継続していくために必要となる絆力の強化を図ることを目的とする。

なお、本委託業務（以下「本業務」という。）は、国の「NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）」中の復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化事業に位置付けて実施する。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月25日まで

4 業務内容

(1) 対象者

復興・被災者支援活動を行う特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合その他の民間非営利組織及び支援者（民間企業、学識経験者、専門家等）を対象とする。

(2) 情報収集・提供事業の内容は、以下のとおりとする。

- イ NPO等とNPO等、NPO等と支援者の協働事例や、資金調達方法、人材育成方法などのNPO等が効果的かつ継続的に復興・被災者支援を行うための情報の収集。
- ロ イにおいて収集した情報の対象者への提供として冊子制作等及びパネルディスカッション形式等のイベント開催（オンライン配信可）。
- ハ その他、情報収集・提供事業に効果的な事業。

(3) 以下の内容についても調整し、実施すること。

- イ 企画調整に関すること。
- ロ 全体の運営に関すること。
- ハ 周知・広報に関すること。
- ニ 対象者（利用者等）への本事業に対するアンケート作成・集計等に関すること。
- ホ その他（対象者（利用者）数の把握、情報提供・収集事業の履行に当たって発注者が必要と認めるもの。）

5 成果品

- (1) 情報誌等の成果品について、次のとおり提出すること。

- イ 電子データ
- ロ 紙媒体 70部

6 報告書類

受注者は、次に掲げる各報告書類を作成し、又は取りまとめ、各提出期限まで発注者に提出するものとする。

- (1) 業務実施体制報告書（任意様式）1部
 - イ 記載内容 業務に関わる者の職・氏名及び事務分掌
 - ロ 提出期限 契約締結日から起算して20日を経過する日（業務実施体制の変更を要するときは、随時提出する。）
- (2) 業務計画書（任意様式）1部
 - イ 記載内容 実施方法及びスケジュール等
 - ロ 提出期限 契約締結日から起算して30日を経過する日（業務計画の変更を要するときは、随時提出する。）
- (3) 業務完了報告書（任意様式）2部（電子データも併せて提出）
 - イ 記載内容 委託期間を通じた業務の実施状況（成果品を添える。）
 - ロ 提出期限 令和4年3月25日
- (4) 成果報告書（別紙様式）2部（電子データも併せて提出）
 - イ 記載内容 別紙様式に定める項目
 - ロ 提出期限 令和4年3月25日
- (5) アンケート調査票及び集計票（任意様式）2部（電子データも併せて提出）

7 成果品等の帰属

本業務の成果品は、発注者に帰属するものとする。

8 関係書類の保管

受注者は、本委託業務の終了後、当該業務関係の支出状況を明らかにする帳簿類を5年間保管するものとする。

9 注意事項

本業務の実施に係る注意事項は、次のとおりである。

- (1) 本業務により発生した著作権については、全て発注者に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施により知り得た個人情報の取扱いに関し、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。
- (3) 受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と常に密接な連絡をとり、十分に調整を図ることができる体制を整備するものとする。
- (4) 本業務の実施に当たり、発注者が特に必要と認めた場合は、受注者の協議により、本仕様書の一部を追加及び変更することができるものとする
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、処理するものとする。